

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2022.11

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ いよいよ建設業も電子申請 インターフェイスも公開！

来年1月から、建設業許可・変更届、経営事項審査の電子申請が始まります。
牟田事務所のパソコンから申請書類、届出書類を作成し、申請や届け出ができるようになります。
便利です。待ち焦がれていました！

データ連携 添付書類不要！

バックヤード連携により、登記事項証明書（法人の謄本）や納税証明書（法人税や消費税）、
技術検定合格証明書等が添付不要になります。

30年前に開業時、最初のお客様に「なんで納税証明書が必要なんですか。」と聞かれ説明に困ったことを思い出します。（牟田）

外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリで作成したデータの取込や前回申請したデータを活用して申請書類の作成ができます。

これは便利！ 牟田事務所で作成のデータも取込めるわけなのです。



建設業専任：森本訓之

大臣許可は来年1月一斉開始です。愛知県も同様に1月開始予定です。

新規許可は別としても、許可換えや般特新規、業追、更新などの許可申請から、経審（経営事項審査）はとても便利そうです。登録免許税や経審手数料もペイジーで納付可能です。

今後は、様式も統一化されるでしょうし、いずれ県税（知事許可の事業税納税証明書）も連携が取れ、添付不要となることでしょう。

ワクワク感満載！

これからは、窓口で並ぶ必要もありません。もちろん不要な納税証明書を取りに行く必要もなくなるわけですから、これからはもっと大事なことに時間をかけることができます。
お客様へお届けしたい情報、資格取得のご案内や、給与計算の仕方！⇒現場への行き帰りの時間に対する給与計算、来年4月からは60時間超の割増率も50%以上になります。

もっと、もっと勉強、情報収集して、大切な情報を直接お届けします。森本

★運送業★ 2023年問題！！ 来年4月です

来年4月1日から、中小企業にも月60時間超の時間外割増賃金率50%以上が適用されます。2024年の時間外労働の上限規制が年960時間になる問題に隠れていますが大変な問題です。月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。乗務員さんをたくさん抱える運送事業者様は深刻です。

実際にどれくらい増えるのか

時給 1,300円 月所定労働時間 170時間 総労働時間：260時間

| 現在 | 2023年4月1日～ |
|---|--|
| $1,300 \times 170 = 221,000$ | $1,300 \times 170 = 221,000$ |
| $1,300 \times 1.25 \times 90 = 146,250$ | $1,300 \times 1.25 \times 60 = 97,500$ |
| $221,000 + 146,250 = 367,250$ | $1,300 \times 1.50 \times 30 = 58,500$ |
| 合計 367,250円 | 合計 377,000円 |

1万円昇給！
1万円昇給するためには、
運賃はいくら上げてもら
ったらいいのでしょうか。

差額は9,750円 あれっ！？そんなに？ 加えて社会保険・雇用保険料も必要になります。ドライバーさんが30名いれば毎月30万円、年間360万円です。この時代になかなかこれだけの運賃の値上げはできないですね。

改善基準告示 やっと改正案

皆様ご存じの改善基準告示は平成9年の改正以降、実質的な改正は行われておりません。

この間に運送業界も大きく変わりました。平成の始めから現在までで運送事業者の数は約1.5倍、トラック運転者の求人倍率は2.75倍に増えました。

こうした中、2019年4月に働き方改革がスタートして3年が経ちました。自動車運転の業務には5年の猶予があり2024年4月に施行される予定で、時間外労働に960時間の上限が適用されます。

また、改善基準告示の改正は今年の12月頃決定される予定ですが、9月に一足先に改正案が公表されました。改正案の内容につきましては、顧問先様には直接お届けいたします。近々に特集セミナーも開催予定です。

「二つ星」もしくは、「一つ星」の
継続申請は、12/16～2/15です

2024年に向けて 今から取り組めば間に合います！！

また、来年4月からは60時間超の時間外労働の割増率も50%以上です！
そして取り組むなら「働きやすい職場認証制度」も併せて取得しましょう！
いいえ、取り組むなら「働きやすい職場認証」も取得できちゃいますよ(^_^)



令和5年度Gマーク申請 来年度以降のGマーク申請について一部変更



1. 評価項目関係 ①評価項目Ⅰ 安全性に対する法令遵守 ⇒ 運転日報の配点が減り、特定運転者に対する特別指導や健康診断の実施等の配点が大きくなります。②評価項目Ⅲ 安全性に対する取り組みの積極性 ⇒ 項目から選択可能となり、ドライバーの時間外労働時間960時間以下の先取りが追加されます。他には、申請受付期間が6月下旬から7月中旬となり、申請も一部が電子申請鳴るよう調整されています。申請案内としては、令和5年4月中旬以降に公表が予定されています。

★産廃業★

～「事前」に「書面」できちんと約束！～

■ 産廃処理に欠かせない大切な契約

年間を通してご相談をいただくことが多い処理委託契約書。契約内容に不備があると、不正処理等のトラブルに巻き込まれたり、責任を問われる危険があるため、廃棄物管理業務の中でも非常に重要な位置を占める契約です。



■ 産業廃棄物処理委託契約書の法定記載事項

廃棄物の処理委託に必要となる「処理委託契約書」には、廃棄物処理法で記載が必要となる事項が定められています。収集運搬委託契約書と処分委託契約書の2種があり、この委託契約書に必ず記載しなければいけない項目（法定記載事項）として、共通項目が8項目、収集運搬委託契約のみ必要なものが3項目、処分委託契約のみ必要なものが3項目あります。

◆法定記載事項【廃棄物処理法施行令 第6条の2第4号、廃棄物処理法施行規則 第8条の4の2】

○収集運搬委託契約書、処分委託契約書ともに共通して必要な項目（共通項目）

1. 委託する産業廃棄物の種類・数量
2. 委託者が受託者に支払う料金
3. 受託者の許可の事業の範囲
4. 委託契約の有効期間
5. 適正処理のために必要な情報として、「産業廃棄物の性状、荷姿」「通常保管状況下での腐敗、揮発等、性状変化の情報」「他の廃棄物との混合等により生ずる支障」「日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示がある場合は、その表示に関する事項」「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨」「その他取り扱う際に注意すべき事項」
6. 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
7. 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
8. 委託契約解除時の未処理廃棄物の取り扱い

○収集運搬委託契約書にのみ必要な項目

1. 運搬の最終目的地の所在地
2. 積替保管を行う場合は、保管場所の所在地、保管する産業廃棄物の種類・保管上限
3. 安定5品目の積替保管を行う場合は、積替保管場所で他の廃棄物と混合することの許否

○処分委託契約書にのみ必要な項目

1. 処分または再生の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
2. 最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力（中間処理を委託する場合）
3. 輸入廃棄物の場合は、その旨

協会等が配布している参考様式はこれらを網羅したものです。指定の様式を使う場合でも、記載事項に漏れがないか確認するため、法定記載事項はしっかり押さえておきましょう！

★その他★ 「事業承継・M&Aと許認可」シリーズ

リサイクル意識の高まりから産廃業のニーズは高まっており、SDGsを背景に産業廃棄物事業者のM&Aも活発化しています。新たな技術獲得のための買収や、大手の経営統合など、産廃業界でも大規模な事業再編があり、海外進出も視野に入れた新たな動きとして注目を集めています。一方で、譲受会社で地主からの土地使用承諾が得られず事業開始のめどが立たないなどの事例も…



産廃業には、人に対する許可（業許可）と施設に対する許可（設置許可）があります。大前提、収集運搬業や処分業などの業許可は継承することはできません。処理施設に対する設置許可については譲渡譲受の許可や合併分割の認可により継承することが可能です。

譲渡・譲受許可

譲渡譲受とは会社の分割や合併をすることなく、その事業だけをA社からB社に譲り渡すことを言います。この場合、「産業廃棄物処理施設譲受許可」の申請により施設許可が継承されます。申請の内容は譲受け側の欠格要件と施設を正常に運営していけるかの資金要件が審査されます。

合併・分割の認可

合併・分割とは、いわゆるM&Aです。この場合、「合併又は分割の認可」の申請により施設許可が継承されます。継承する側の法人がすでに別の施設で設置許可を取得している場合、決算書などの資金要件確認書類を省略することができ、欠格要件の審査のみ行われます。

「産業廃棄物処理施設譲受許可」および「合併又は分割の認可」とともに、設置許可で一番時間を要する処理能力の確定や生活環境影響調査（アセス）報告書の添付が省略されるのは大きなメリットだと思います。さらに最終処分場や焼却施設では廃掃法で縦覧や説明会が義務付けられていますが、それらも省略することができます。しかし、処理施設を設置する場合、各自治体の条例に基づく手続きが必要になるケースがほとんどで、自治体によっては独自に説明会の開催を求められる場合もあります。

欠格要件の連座制

譲渡譲受や合併分割をする際にもうひとつ気を付けたいのが役員や株主です。許可取消などを受けた法人の役員・株主や欠格要件に該当している本人を役員・株主に迎え入れるなど、この継承許可だけではなく既に取得している許可すべてが取消になる可能性があります。

道路交通法違反でも欠格要件に該当しますのでご注意ください。



いずれの場合も、事業承継を検討する段階で譲渡・譲受それぞれの会社が持つ許認可関係を整理し、事前にご相談下さい。申請・許可日の見通しを立てた上で、事業譲渡・分割・合併等の具体的なスケジュールを協議しておく必要があります。いざ事業譲渡が済んだ後になって譲受・借受許可が通っていなかった！では済まされないので注意が必要です。くれぐれも早めにご相談下さい。